

指定訪問介護、二セコ町介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）
社会福祉法人二セコ町社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人二セコ町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人二セコ町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び二セコ町介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 社会福祉法人二セコ町社会福祉協議会訪問介護事業所

（2）所在地 虻田郡二セコ町字富士見95番地（二セコ町民センター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 訪問介護、二セコ町介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス

（1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

（2）サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、ヘルパー（介護福祉士）を充て、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

（3）訪問介護員等 2.5名以上（常勤職員2名、非常勤職員1名）
訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（4）事務職員 1名
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月5日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- （3）営業日及び営業時間以外のサービス提供については、個別に相談に応じ、可能な範囲で対応するものとする。

（指定訪問介護等の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるもの又は、二セコ町が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた額とする。ただし、キャンセル料は別に定める料金とする。

- （1） 身体介護
- （2） 生活援助
- （3） 通院等乗降介助
- （4） 相談・助言

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。

- （1）公共交通機関を使用した場合は、その実費を徴収する。
- （2）自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所から、片道おおむね 1キロメートルにつき 20円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、二セコ町の区域とする。

（相談・苦情対応）

第8条 当事業所は利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するための措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所は、従業者に対して虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 当事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修実施 採用後3か月以内

（2）継続研修の実施 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年4月1日一部改正

平成18年9月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成25年3月21日一部改正(平成25年4月1日から施行)

平成27年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和4年4月1日から施行する。